

「書かない窓口システム」の使い方

令和8年4月
総合政策部デジタル政策課

1. 「書かない窓口システム」の使い方

・宇都宮市の「書かない窓口システム」では、記載台のタッチパネルを操作し、ご自身で申請書を作成する「**記載台型**」と、窓口で職員が聞き取りながら一緒に申請書を作成する「**対面型**」の2種類があります。

▼「**記載台型**」：ご自身で操作し出力した申請書を窓口へお持ちいただきます！



▼「**対面型**」：職員が聞き取りながら操作，入力をご案内します！



「記載台型」の使い方

2. 「記載台型」の使い方①

記載台のタッチパネルから、対象の手続を選択します。



「タッチパネル」

「専用の読み取り機」

記載台に行ったら、
この機械を使うのね！



2. 「記載台型」の使い方②

対象の手続を選択後、タッチパネルの案内に従い、専用の読み取り機に、本人確認証を挿入します。

マイナンバーカードを
読み込ませればいいのね！



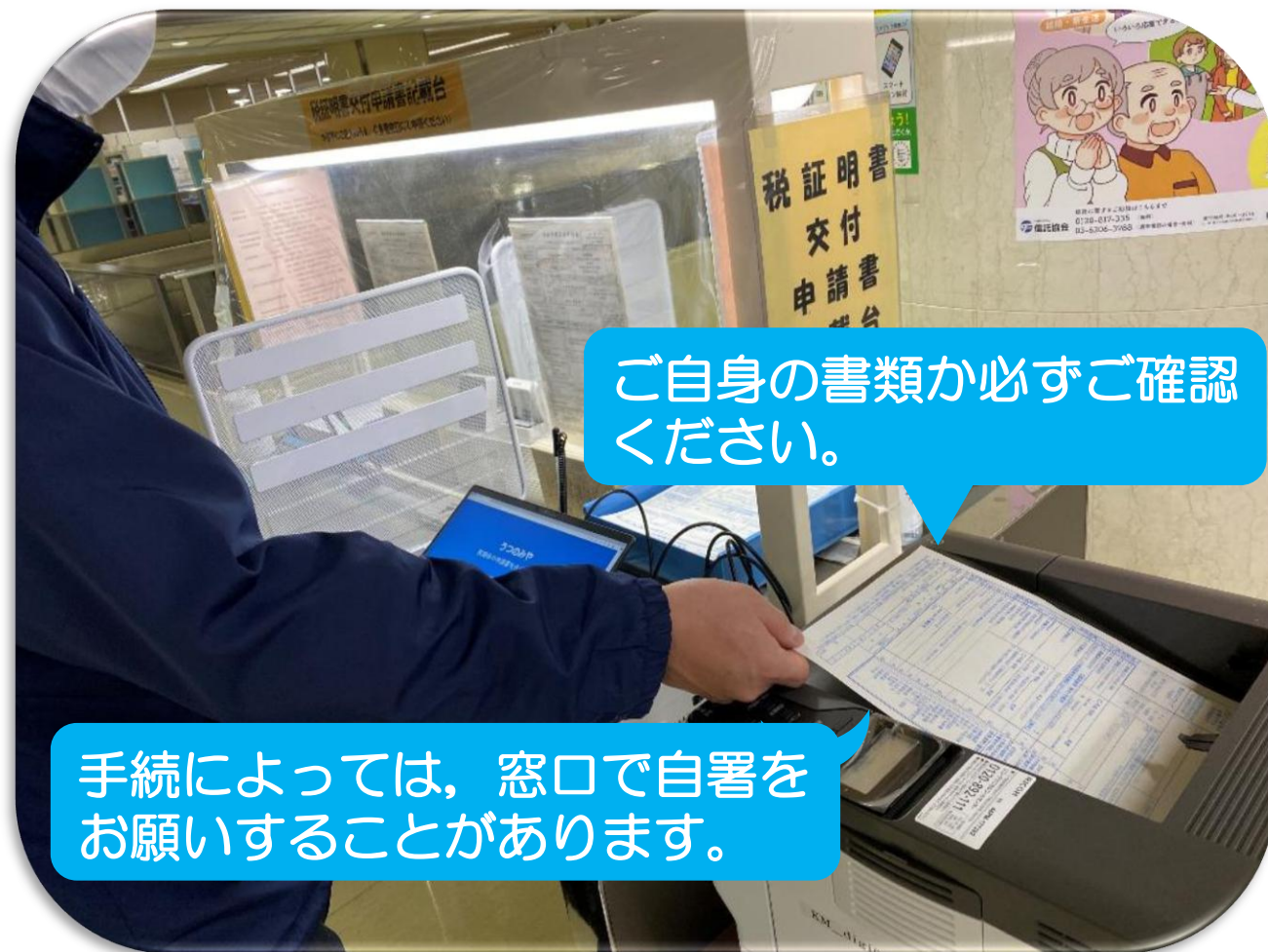
カードを挿入するよう案内が
できます。

読み取りに、15秒程度
かかります。



2. 「記載台型」の使い方③

プリンターから氏名・住所等が印字された申請書が出力されるので、必要事項を追記したうえで、本人確認証と併せて、対象の窓口を持参します。



申請書が出てきた！
本人確認証と一緒に
窓口を持っていこう！

書く手間が
少しでも減って
よかったわ！



2. 「記載台型」の使い方④

記載台から離れるときは、忘れ物がないか必ず確認してください。

本人確認証や書類の取り忘れにご注意ください！

あぶない、あぶない💧
マイナンバーカードを
忘れるところだったわ。



「対面型」の使い方

3. 「対面型」の使い方①

対象の窓口で、申請したい手順を職員に伝えます。その後、職員の案内のもと、専用の読み取り機で本人確認証を読み取ります。

マイナンバーカードを持って手続に行こう。

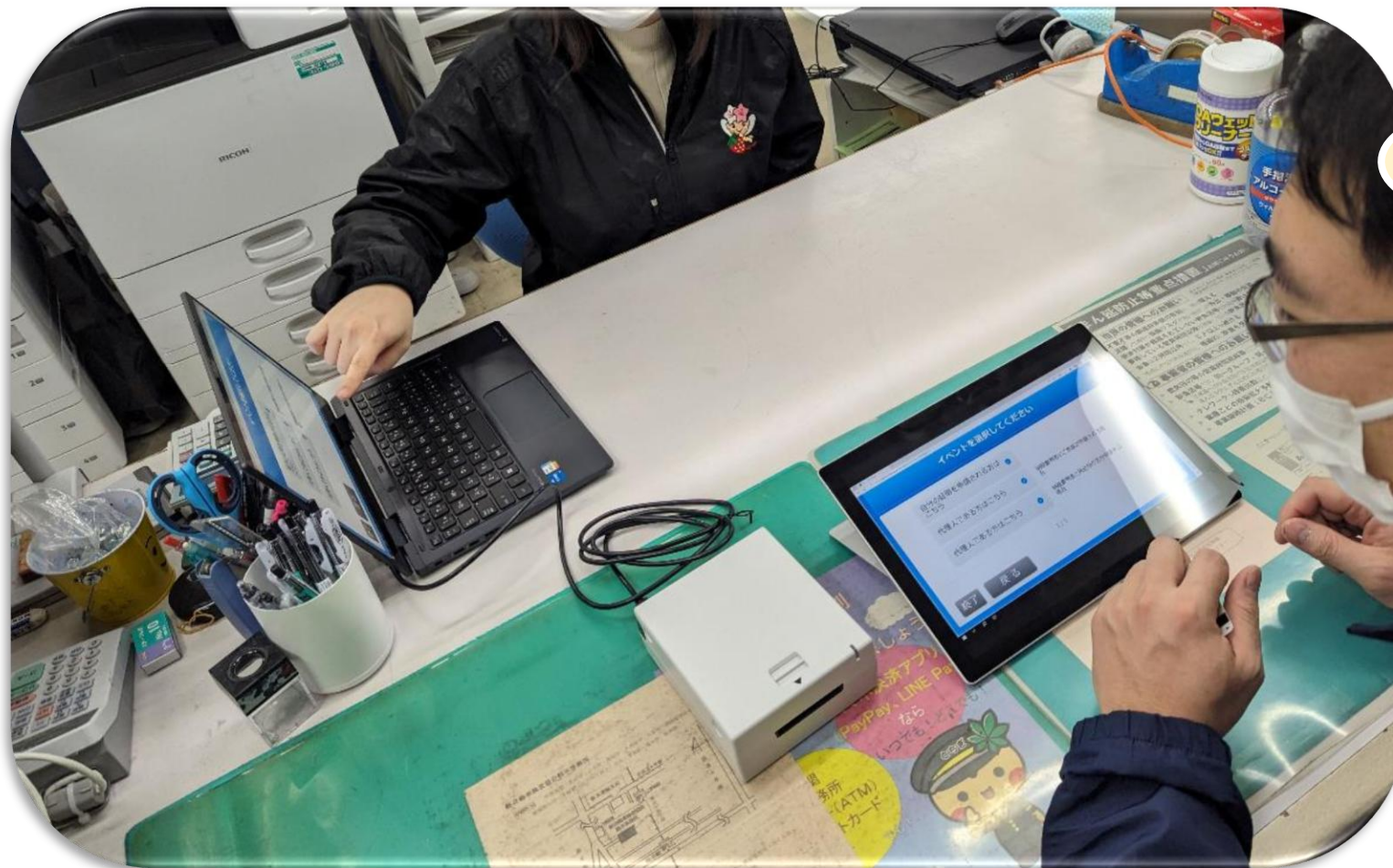


※マイナンバーカードの大きさはイメージです。

手続によってはシステムを利用できない場合があります。

3. 「対面型」の使い方②

職員が、操作を案内したり、申請に必要な事項を聞き取ったりすることで、申請書を作成することができます。



職員の案内があれば
操作に迷うことはないな。



3. 「対面型」の使い方③

職員が印字された申請書の確認をお願いしますので、記載されている内容をご確認いただき、その場で職員に提出します。



内容のご確認をお願いします。



こちらの項目は、
自署をお願いします。

書かなきゃいけないところが
減って楽になったよ。

4.使用できる本人確認証

使用できる本人確認証は以下のとおりです。

使用できる本人確認証

▼マイナンバーカード



▼運転免許証



▼在留カード



▼運転経歴証明書



(2026年6月13日以前に発行)

※ マイナンバーカードを除く本人確認証について、裏面記載の情報は利用できません。

※ 住所変更等している場合は、システムを利用せず、手書きで申請書を作成してください。

【ご利用時の注意事項】

※ 左の本人確認証は、有効期限内の原本をお持ちください。

※ コピーやスマートフォン等で撮影した画像はご利用できません。

5.設置窓口や設置方法等について

窓口ごとに設置方法や利用可能時間が異なりますので、ご注意ください。

市役所本庁舎

フロア	設置窓口	設置方法	利用可能時間（平日のみ）
1 階	市民課	対面型，記載台型	・月曜日のみ 午前8時30分～午後7時00分 ・火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
	保険年金課	対面型	
2 階	税制課	記載台型	・平日毎日 午前8時30分～午後5時15分
	高齢福祉課	対面型	
	子ども政策課	対面型	